平成２３年（フ）第６０号
広島県福山市神辺町字平野548番地
債務者　板倉　忠信
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第９９号
広島県福山市千代田町２丁目13番27号、旧住所広島県福山市新涯町６丁目９番10号
債務者　木下　嗣久
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１００号
広島県福山市千代田町２丁目13番27号、旧住所広島県福山市新涯町６丁目９番10号
債務者　木下　圭子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１１０号
広島県福山市千田町３丁目55番26号　シティハイツエレガントＣ201、旧住所広島県呉市川尻町東１丁目24番19号
債務者　菅波　真希（旧姓星・萱原）
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１１１号
広島県福山市駅家町大字法成寺2047番地、旧住所広島県福山市駅家町大字法成寺2047番地３
債務者　勝岡　　昇
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１１２号
広島県福山市東深津町４丁目14番35号
債務者　ストリクト．マデスト．カンパニーこと　廣井　公雄
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第６３号
山口県光市室積市延１番20号
債務者　木原　義治
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第５５号
香川県仲多度郡多度津町大字山階1432番地２
債務者　松井　洋子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第５６号
宮城県栗原市築館薬師１丁目４番５－５号　花山荘
債務者　佐藤　正洋
1　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第４４５号
千葉市若葉区高品町1594番地５　高品ハイツ101号
債務者　小池　宏之
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４５５号
千葉市中央区道場南１丁目６番１号　アーバンライフ51―302号
債務者　大木　正人
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４６９号
千葉県習志野市谷津３丁目１番31―702号
債務者　鈴木　光廣
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５１３号
千葉県市川市塩焼２丁目２番１号棟126号　行徳ハイム
債務者　松島　祐子
1　決定年月日時　平成23年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０１４号
愛知県春日井市小野町４丁目５番地14　メゾネット勝川105号
債務者　渡辺　茂美
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０４３号
名古屋市熱田区花町２番10号　現代ハウス金山903号
債務者　竹田　裕美
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０８１号
名古屋市緑区鳴海町字諸ノ木83番地の95　ドミール諸ノ木205号
債務者　山田　優夢
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０７号
仙台市太白区大野田２丁目７番８号
債務者　我妻　浩樹
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係